

蝶ヶ岳ボランティア診療班 OB・OG 会 白蝶会 会則

【総則】

第 1 条(名称)

本会は、「名古屋市立大学蝶ヶ岳ボランティア診療班 OB・OG 会 白蝶会」と称する。

第 2 条(事務局)

本会は、事務局を名古屋市立大学旧厚生会館2階蝶ヶ岳診療班部室内に置く。

第 3 条(目的)

本会は、会員相互の親睦を図るとともに、名古屋市立大学蝶ヶ岳ボランティア診療班(以下、診療班と略。)の活動の報告、現役部員への指導・後援を行うことを目的とする。

第 4 条(活動)

本会は前条の目的を達成するために、次の活動を行う。

1. 例会及び親睦会の開催。
2. メーリングリストを利用した議論と活動報告。
3. 会員名簿の作成及び管理。
4. その他本会並びに診療班の発展のために必要と認められる行事。

第 5 条(年度)

本会の活動年度は、毎年 4 月 1 日より翌年 3 月 31 日とする。

【会員】

第 6 条(資格)

会員の資格は、初年度より現行年度まで診療班の活動に携わったことのある全ての医療スタッフ、教職員、卒業生が有する。

第 7 条(入会)

本会への入会は、以下のいずれかの方法による。

1. 卒業年時に診療班に在籍した者は、卒業時白蝶会への継続参加の希望を確認し入会する。

2. 在学中に診療班に在籍し脱会した経緯のある者には、卒業時に入会希望の有無を問い、希望のある者は入会する。
3. 各年度の診療班活動に初参加した医療スタッフには、年度の終わりに入会希望の有無を問い、希望のある者は入会する。

第 8 条(脱会及び除名)

1. 本会の脱会は自由であり、本会を脱会しようとする者は、事務局にその旨を届けた上で脱会できる。
2. 会員が本会及び診療班の名誉を汚す行為をした場合は、例会に諮って除名することがある。

第 9 条(学生会員)

診療班に在籍している学生の中で、本会の活動に携わるものを学生会員とする。

【例会】

第 10 条(例会)

例会は、本会の最高決定機関として会員全員をもって組織し、会長はこれを主催して年 1 回親睦会の行われる日に開催する。

第 11 条(例会の議決事項)

例会においては、次の事項を議決する。

1. 会則の改正。
2. 役員を選任。
3. その他、診療班に関する重要事項。

第 12 条(役員選出)

次年度の役員は、例会の決議により選任される。

【義務・権利】

第 13 条(守秘義務)

会員は会員名簿への個人情報記載を拒否する権利を有する。また、本会事務局会員名簿を営利目的とする第三者への公開を禁止する。

第 14 条(住所変更等通知)

会員は、その住所、氏名、職業、勤務先を変更した時には、速やかに本会事務局に通知するものとする。

第 15 条(連絡拒否)

会員は、会からの連絡文書などの送付を拒否する権利を有する。

【会計】

第 16 条(収入)

本会における収入は、診療班予算内の白蝶会活動費及び会員からの親睦会会費をもってあてる。活動費については、蝶ヶ岳診療班の総会において報告の上、承認を得るものとする。

第 17 条(親睦会会費)

会費は徴収せず、親睦会にかかる費用のみを親睦会参加者から拠出する。

第 18 条(会計年度)

本会の会計年度は、診療班の会計年度に準ずる。

【幹事・役員】

第 19 条(幹事)

本会の運営を円滑に進め、さらに本会業務の特定の会員への負担を軽減するため以下のような原則で幹事学年を毎年度定める

- ・ 医学部、薬学部の 6 年教育課程は卒後 2、5、10、15 年目の卒業生
- ・ 看護学部、人文社会学部等 4 年教育課程は卒後 4、7、12、17 年目の卒業生

第 20 条(役員)

毎年度幹事の中から役員を例会の決議をもって選任する。役員は会長を筆頭に以下のような役職を定め、各役割を与えられる。

- ・ 会長(1 名) : 例会の企画、対外的業務、各役員の業務調整などを行う。
- ・ 副会長(2 名) : 会長の補佐を行う。

- ・ メーリングリスト管理 : 本会メーリングリストの管理を行う。
- ・ 書記 : 議論をまとめてインターネット上の本会掲示板に記録を残す。
- ・ 臨床問題担当 : 診療班の活動で生じた臨床的問題に対する本会の相談窓口となる。

第 21 条(役員の選定)

役員は幹事学年のうち原則以下の基準で選定される。ただし候補者がいない場合においてはこの限りではない。

- ・ 会長 : 卒後 15 年目の卒業生
- ・ 副会長 : 卒後 10 年目の卒業生
- ・ メーリングリスト管理 : 卒業年度にこだわらない
- ・ 書記 : 卒後 2 年目の卒業生
- ・ 臨床問題担当 : 卒後 5 年目の卒業生

第 22 条(任期)

幹事、役員任期は1年。例会で任命を受け、次年度 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

第 23 条(役割)

第 3 条に従い、幹事学年にあたる卒業生は

- ・ 蝶ヶ岳ボランティア診療所開所期間中、診療スタッフとして積極的に参加する。
- ・ 診療(材料)などについて診療班運営委員会から意見を求められた際に臨床問題担当の役員を中心に白蝶会で検討し、回答する。
- ・ 学生の教育への協力として、卒業生の所属する施設見学への協力や学生の企画する勉強会の支援をする役割を果たす

【会則の改正】

第 24 条(改正)

本会則改正は、例会において出席者の 3 分の 2 以上の議決をもって改正される。

附則 本会則は、平成 16 年 2 月 7 日から施行する。

2014 年 2 月 1 日 一部改正